

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

平成27年10月

鳥取県人事委員会



平成27年10月6日

鳥取県議会議長 齊木正一様
鳥取県知事 平井伸治様

鳥取県人事委員会委員長 曾我紀厚

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に
ついて

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告しま
す。

ついては、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。



目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況	1
2	民間事業所従業員の給与の状況	2
3	国家公務員の給与の状況	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況	5
5	生計費	5
6	その他の事情	6
7	職員の給与に関する勧告に当たっての考え方	6
8	給与に関する制度等の見直し	9

別紙第2 職員の給与に関する勧告

別紙第3 人事管理に関する報告

1	仕事と家庭生活の両立支援	48
2	フレックスタイム制	49
3	時間外勤務の縮減対策	50
4	労働災害の防止	51
5	職員の健康保持	52
6	良好で働きやすい職場環境の確保	54
7	高齢期の雇用問題	55
8	非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用	56
9	能力・実績に基づく人事管理の推進	56

参考資料

- 1 職員給与関係資料
- 2 民間給与関係資料
- 3 生計費関係資料
- 4 労働経済関係資料
- 5 人事院勧告・報告関係資料

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条第1項に、社会一般の情勢に適応するように随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が掲げられている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年4月1日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受けている職員数は10,155人であった。平均年齢は、本年は昨年に比べ0.1歳低い43.5歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の6種9給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年4月における給与の支給状況等は、表1のとおりである。（参考資料第1表から第3表まで）

表1 給与の支給状況等（本年4月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		10,155人	3,168人
平 均 年 齢		43.5歳	43.2歳
平 均 経 験 年 数		21.3年	21.3年
平均給与月額	給 料	341,840円	310,460円
	扶 養 手 当	9,037円	9,296円
	地 域 手 当	423円	762円
	住 居 手 当	4,759円	5,499円
	その他の手当	9,939円	8,847円
	合 計	365,998円	334,864円

(注) 1 「給料」には、「平成27年4月1日の給料表の改定に伴う経過措置額」及び「教職調整額」を含む。

2 再任用職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

(1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の216事業所のうち、153事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、90.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合は35.6%と昨年(29.3%)に比べて大幅に増加している。また、ベースアップを中止した事業所の割合は近年減少傾向にあり、10.1%と過去10年で最も低い割合となっている。一方で、ベースダウンとした事業所はなかった。(参考資料第18表)

表2 給与改定の実施状況の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年
ベースアップ実施	18.2%	29.3%	35.6%
ベースアップ中止	17.5%	16.5%	10.1%
ベースダウン	2.6%	0.0%	0.0%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は86.1%と昨年(77.8%)と比べてベースアップと同様、大幅に増加している。定期昇給を中止した事業所の割合は近年減少傾向にあり、0.9%と昨年(2.1%)に比べて半減している。(参考資料第19表)

表2-2 定期昇給の実施状況の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年
定期昇給実施	74.6%	77.8%	86.1%
昇給額の増	16.2%	22.5%	23.5%
昇給額の減	17.6%	6.5%	7.9%
変化なし	40.9%	48.8%	54.7%
定期昇給中止	4.2%	2.1%	0.9%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者の4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

イ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表3のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を4,253円(1.26%)上回る結果となった。(参考資料第17表)

表3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月 例 給 (平成27年4月分)	340,867円	336,614円	4,253円 (1.26%)

(注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者を、職員は更に県外事務所に勤務する者を除いている。

2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な3,070人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表4のとおり所定内給与月額の4.09月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.00月

分を0.09月分上回る結果となった。(参考資料第23表)

表4 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
特 別 給 (平成26年8月～27年7月)	4.09月分	4.00月分	0.09月分

3 国家公務員の給与の状況

(1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った平成27年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表5のとおりである。

表5 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(-)適用職員
職 員 数		254,781人	141,697人
平 均 年 齢		43.3歳	43.5歳
平 均 経 験 年 数		21.8年	21.9年
平均給与月額	俸 給	344,410円	334,283円
	扶 養 手 当	11,670円	11,609円
	俸給の特別調整額	11,521円	12,114円
	地 域 手 当 等	37,425円	37,874円
	住 居 手 当	4,692円	5,065円
	その他の手当	6,737円	8,051円
	合 計	416,455円	408,996円

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額及び差額基本手当を含む。
2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は91.8となっている。

表6 国公ラスパイレス指数

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
国公ラスパイレス指数	94.8	94.0	101.2 (93.6)	99.1 (91.6)	91.8

(注) 平成24年及び平成25年の欄中()内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の国家公務員給与と比較した参考値である。

(3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約54,900の民間事業所のうちから、無作為抽出した約12,300の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を1,469円(0.36%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数についても国家公務員が民間事業所従業員を0.11月分下回っていることが判明したとして、本年8月6日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである。(参考資料5)

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況をみると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表7のとおりである。(参考資料第29表)

表7 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	93,590円	131,210円	155,030円	178,750円	202,490円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気はこのところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。(注1)

最近の本県の経済状況をみると、雇用面では、製造業における所定労働時間が前年同月を上回っており、新規・有効求人倍率は引き続き高水準を維持している。景気の基調としては、足元では下振れるも、なお持ち直しつつある。(注2)

(注) 1 出典：内閣府 平成27年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県地域振興部統計課 平成27年10月 「鳥取県の経済動向」

7 職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

(1) 給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきた。この結果、近年の公民較差の解消を目的とした月例給の改定等を通じて、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、全国で最も低い水準となっているところである。

本年の職種別民間給与実態調査によると、前記2(2)イ(ア)のとおり本年4月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を4,253円(1.26%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、初任給について民間との間に差があることを踏まえ、俸給表について初任給を含む若年層を重点的に改定することとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性などを勘案し、国の制度を基本としていること、本県における初任給の状況は概ね国と同様であることなどから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

また、本県における地域手当及び単身赴任手当の制度は国に準じていることから、本年の人事院勧告による改定に準じて改定を行うことが適当であると判断した。

イ 特別給

特別給については、前記2(2)イ(イ)のとおり、県職員の期末手当

及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を0.09月分下回っていたことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

本年の人事院勧告においては、支給月数の引上げ分について、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとされている。本県における支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、国及び他の地方公共団体の勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等も踏まえ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分することが適当であると判断した。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準を平均1.4%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 管理職手当

給料表の改定状況に準じた改定を行う。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、国に準じた改定を行う。

(ウ) 地域手当

本年の人事院勧告においては、地域手当の支給割合について、本年の月例給の官民較差の解消分として、本年4月に遡って一部改定するとともに、給与制度の総合的見直し分として、平成28年4月1日から、給与法に定める割合とすることとされており、本県においても、国に準じた改定を行う。

(エ) 単身赴任手当

本年の人事院勧告においては、単身赴任手当の基礎額を4,000円引き

上げ30,000円に、加算限度額を12,000円引き上げ70,000円にそれぞれ平成28年4月1日から引き上げることとされており、本県においても、国に準じた改定を行う。

(オ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.10月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当に0.03月分、勤勉手当に0.07月分をそれぞれ配分し、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当をそれぞれ引き上げ、平成28年度以降の年間支給月数については、期末手当を2.53月分（特定幹部職員にあっては2.13月分）、勤勉手当を1.57月分（特定幹部職員にあっては1.97月分）とする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(3) 実施時期等

ア 給料表

前記(2)ア(ア)及び(イ)の給料表の改定は、平成28年1月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

イ 諸手当

(ア) 管理職手当

前記(2)イ(ア)の管理職手当の改定は、平成28年1月1日から実施する。

(イ) 初任給調整手当

前記(2)イ(イ)の初任給調整手当の改定は、平成28年1月1日から実施する。

(ウ) 地域手当

前記(2)イ(ウ)の地域手当の改定は、国において平成27年4月1日から実施するものについては平成28年1月1日から実施する。また、平成28年4月1日から、給与条例に定める支給割合とする。

(エ) 単身赴任手当

前記(2)イ(エ)の単身赴任手当の改定は、平成28年4月1日から実施する。

(オ) 期末手当・勤勉手当

前記（２）イ（オ）の期末手当・勤勉手当の改定は、平成27年12月1日から、実施する。

（４） 給与勧告実施の要請

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところであるが、このような中であっても、職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。

県議会及び知事におかれては、人事委員会制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第２の勧告どおり実施されるよう要請する。

8 給与に関する制度等の見直し

教育職給料表の一本化について

教育職給料表の一本化については、これまでの本委員会の報告の中で、教育委員会がより一層の主体性を持ち、課題解消に向け精力的に幅広く検討する努力をすべきことを繰り返し述べ、近年は教育委員会の取組を注視してきたところである。しかし、教育委員会の取組状況からは課題解消に向けた具体的な成果はうかがえなかったため、昨年、教育委員会に対して、これまでの検討や取組の経過などを踏まえ、教育職給料表の一本化についての明確な態度や具体的な課題を明らかにされるよう要請した。

これに対し、教育委員会からは、給料表の一本化を図るべきとの意見は理解しており、給料表の一本化に当たって解決すべき管理職登用率の較差解消は早急な解決が困難な課題であるが、課題の解決に向けて、県立高等学校において、概ね４年後を目途に、エキスパート教員のさらなる増員とともに地域はもとより全県的な連携を意識した活動内容の充実を図った上で、エキスパート教員認定制度についての検証を行い、その結果を踏まえて指導教諭の設置について検討したいとの考えが示された。

また、併せて、給料表の一本化の検討を開始した当時と比べ、他県との給与水準の較差が拡大し、県立学校における業務についても以前と比べて新たな分野への対応などが必要となっており、教員に求められる専門性や困難性は今後も高まっていくことが見込まれる状況があり、そのような中で一本化により給与水準が引き下げとなった場合、専門性の高い人材の確保の困難性が高まるとともに、教員のモチベーションの維持や高揚に悪影響を与え、学校現場での教育効果を損なうことが大いに懸念されるため、現時点では、教育職給料表の一本化は困難との考えも示された。

本委員会としては、教育職給料表の一本化に向けた課題の解消について検討を要請してから既に６年が経過していることを踏まえると、教育委員会におけるこれまでの課題解消に向けた取組の姿勢は看過できないが、この度、教育委員会から上記のような考え方が示され、概ね４年間の期間を設定した上で、今後の課題解消に向けた検討の見通しについて具体的に示されたこと、

また、人材確保等の懸念については本委員会として具体的に判断しかねるところではあるが、勧告を強行することにより現場に無用の混乱を招くことは本意ではないことなどから、当面、教育委員会の状況を注視していくこととする。

なお、教育委員会におかれては、エキスパート教員認定制度についての検証並びにその結果を踏まえた新職設置の検討をできる限り速やかに行うよう、強く要請する。

本県職員の給与に関する状況について、以上のとおり報告する。

別紙第2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講ずることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。

(イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,500円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.375月分とし、勤勉手当の支給割合を0.82月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.735月分とし、勤勉手当の支給割合を0.42月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.175月分とし、勤勉手当の支給割合を1.02月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.635月分とし、勤勉手当の支給割合を0.52月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.17月分及び1.36月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.785月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.73月分とし、6月及び12月に支給され

る勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.395月分及び0.4月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.97月分及び1.16月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.985月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.525月分及び0.63月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.495月分及び0.5月分とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.67月分とすること。

イ 平成28年6月以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.48月分及び1.62月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.67月分とすること。

イ 平成28年6月以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.48月分及び1.62月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成28年1月1日から実施すること。ただし、1の(2)

のイの（ア）、2の（2）のア及び3の（2）のアについては平成27年12月1日から、1の（2）のイの（イ）、2の（2）のイ及び3の（2）のイについては平成28年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500		
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200		
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000		
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		

53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				

	109		298,300	347,300						
	110		298,700	347,700						
	111		299,100	348,000						
	112		299,400	348,300						
	113		299,500	348,800						
	114		299,800	349,200						
	115		300,100	349,600						
	116		300,500	349,900						
	117		300,700	350,300						
	118		300,900							
	119		301,200							
	120		301,500							
	121		301,900							
	122		302,100							
	123		302,400							
	124		302,700							
	125		303,000							
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	

53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300		
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600		
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800		
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000		
86	290,300	311,700	338,400	378,700		422,300		
87	291,500	313,000	339,900	379,200		422,600		
88	292,700	314,500	341,400	379,800		422,800		
89	293,800	316,000	342,700	380,400		423,000		
90	295,000	317,500	343,900	381,000		423,300		
91	296,100	318,900	345,200	381,600		423,600		
92	297,300	320,400	346,500	382,200		423,800		
93	298,100	321,700	347,900	382,500		424,000		
94	299,400	323,000	349,400	383,000				
95	300,500	324,400	350,900	383,600				
96	301,800	325,700	352,400	384,100				
97	302,900	326,900	353,700	384,500				
98	304,100	328,200	354,900	384,900				
99	305,300	329,500	356,000	385,500				
100	306,500	330,800	357,200	386,000				
101	307,700	332,200	358,300	386,400				
102	308,700	333,100	359,400	386,900				
103	309,800	334,200	360,500	387,500				
104	310,800	335,400	361,700	388,000				
105	311,600	336,500	362,900	388,300				
106	312,200	337,600	363,400	388,700				
107	312,800	338,600	364,000	389,200				
108	313,500	339,700	364,600	389,500				

109	314,000	340,900	365,200	389,800					
110	314,500	341,900	365,700	390,300					
111	315,000	342,900	366,200	390,800					
112	315,600	343,800	366,700	391,300					
113	316,400	344,700	367,100	391,600					
114	317,100	345,600	367,500	392,100					
115	317,800	346,600	368,100	392,600					
116	318,500	347,600	368,600	393,100					
117	319,100	348,600	369,000	393,400					
118	319,900	349,100	369,500	393,900					
119	320,600	349,700	370,100	394,400					
120	321,400	350,300	370,600	394,900					
121	322,000	350,600	370,700	395,300					
122	322,300	351,000	371,300	395,800					
123	322,800	351,500	371,800	396,200					
124	323,300	351,900	372,200	396,700					
125	323,600	352,300	372,700	397,100					
126		352,700	373,200						
127		353,200	373,700						
128		353,600	374,200						
129		354,000	374,500						
130		354,400	375,000						
131		354,800	375,500						
132		355,200	376,000						
133		355,400	376,300						
134		355,900	376,800						
135		356,300	377,200						
136		356,600	377,600						
137		356,900	377,900						
138		357,300	378,400						
139		357,800	378,900						
140		358,300	379,400						
141		358,600	379,700						
142		359,100	380,200						
143		359,600	380,700						
144		360,100	381,200						
145		360,400	381,500						
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額に、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	472,800
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	473,500
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	474,200
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	474,800
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	475,500
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	476,200
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	476,900

45	234,600	293,400	358,700	409,400	477,500
46	236,000	295,900	360,700	410,700	478,200
47	237,300	298,300	362,700	412,200	478,900
48	238,600	301,000	364,700	413,800	479,600
49	240,100	303,400	366,500	415,500	480,200
50	241,600	305,800	368,300	416,900	
51	242,800	308,300	370,200	418,500	
52	244,300	310,700	372,200	420,000	
53	245,600	313,100	374,100	421,700	
54	246,800	315,300	375,900	423,200	
55	248,200	317,400	377,700	424,800	
56	249,400	319,600	379,400	426,400	
57	250,700	321,900	380,900	427,900	
58	251,800	324,000	382,500	429,400	
59	253,000	326,200	384,200	430,600	
60	254,200	328,200	385,900	431,800	
61	255,500	330,400	387,100	433,000	
62	256,900	332,500	388,500	434,300	
63	258,300	334,700	389,900	435,600	
64	259,500	336,900	391,200	436,800	
65	260,900	338,800	392,600	438,000	
66	262,400	341,000	393,800	439,200	
67	264,000	343,100	395,200	440,400	
68	265,700	345,300	396,600	441,600	
69	267,200	347,300	397,900	442,800	
70	268,600	349,200	399,200	444,000	
71	270,000	351,300	400,600	445,200	
72	271,500	353,300	401,900	446,400	
73	272,600	355,100	403,200	447,500	
74	274,000	357,000	404,600	448,100	
75	275,400	358,800	406,000	448,600	
76	276,700	360,700	407,300	449,100	
77	278,100	362,600	408,500	449,600	
78	279,300	364,300	409,700	450,200	
79	280,500	366,000	411,000	450,700	
80	281,700	367,600	412,400	451,200	
81	282,900	369,100	413,700	451,700	
82	284,100	370,600	414,900	452,300	
83	285,300	372,100	415,900	452,800	
84	286,500	373,500	417,100	453,300	
85	287,700	374,600	418,300	453,800	
86	288,800	376,000	419,500	454,400	
87	290,000	377,400	420,700	454,900	
88	291,200	378,700	421,700	455,400	

89	292,400	380,000	422,800	455,900
90	293,500	381,300	423,800	
91	294,700	382,500	424,800	
92	295,900	383,800	425,800	
93	296,700	385,100	426,700	
94	297,700	386,200	427,500	
95	298,800	387,500	428,300	
96	300,000	388,700	429,100	
97	301,000	390,100	429,900	
98	302,100	391,100	430,300	
99	303,100	392,200	430,700	
100	304,200	393,200	431,100	
101	305,100	394,100	431,500	
102	306,200	395,100	431,800	
103	307,300	396,200	432,100	
104	308,300	397,300	432,400	
105	308,900	398,000	432,700	
106	309,800	398,900	433,000	
107	310,600	399,800	433,300	
108	311,400	400,700	433,500	
109	312,300	401,500	433,700	
110	312,700	402,400		
111	313,100	403,200		
112	313,600	404,000		
113	314,200	404,600		
114	314,600	405,300		
115	315,100	406,000		
116	315,600	406,700		
117	316,200	407,300		
118	316,700	407,800		
119	317,100	408,200		
120	317,600	408,600		
121	318,100	409,000		
122	318,500	409,300		
123	319,000	409,600		
124	319,500	409,800		
125	320,100	410,000		
126	320,400	410,300		
127	320,700	410,600		
128	321,000	410,800		
129	321,200	411,000		
130	321,500	411,300		
131	321,800	411,600		
132	322,100	411,800		

133	322,300	412,000			
134	322,500	412,300			
135	322,700	412,600			
136	323,000	412,800			
137	323,300	413,000			
138	323,500				
139	323,800				
140	324,100				
141	324,300				
142	324,500				
143	324,800				
144	325,000				
145	325,300				
146	325,500				
147	325,800				
148	326,100				
149	326,300				
150	326,500				
151	326,800				
152	327,100				
153	327,300				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,500
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	451,000
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,500

45	233,700	267,200	356,400	378,500	452,000
46	235,200	269,400	358,100	380,100	452,500
47	236,600	271,600	359,700	381,700	453,000
48	238,000	273,700	361,300	383,200	453,500
49	239,400	276,000	362,700	384,600	454,000
50	240,800	278,000	364,200	386,100	
51	242,300	280,000	365,800	387,600	
52	243,500	282,000	367,400	389,000	
53	244,700	283,900	368,900	390,200	
54	246,100	286,400	370,400	391,500	
55	247,400	288,700	371,900	392,600	
56	248,600	291,200	373,400	393,700	
57	249,900	293,400	374,900	395,100	
58	251,100	295,900	376,300	396,300	
59	252,200	298,300	377,700	397,500	
60	253,400	301,000	379,000	398,800	
61	254,800	303,400	379,900	400,000	
62	256,100	305,800	381,100	401,000	
63	257,300	308,300	382,300	402,400	
64	258,300	310,700	383,400	403,700	
65	259,300	313,100	384,300	404,900	
66	260,700	315,300	385,500	406,000	
67	262,200	317,400	386,500	407,200	
68	263,700	319,600	387,600	408,300	
69	265,300	321,900	388,800	409,300	
70	266,800	324,000	389,800	410,500	
71	268,300	326,200	390,900	411,700	
72	269,800	328,200	392,100	412,900	
73	271,000	330,400	393,100	413,500	
74	272,200	332,500	394,200	414,300	
75	273,500	334,700	395,300	415,000	
76	274,800	336,900	396,400	415,500	
77	276,200	338,700	397,300	415,800	
78	277,300	340,600	398,200	416,200	
79	278,500	342,500	399,200	416,600	
80	279,700	344,300	400,200	417,000	
81	281,000	346,100	401,000	417,300	
82	281,900	347,900	401,800	417,700	
83	283,100	349,600	402,500	418,100	
84	284,300	351,400	403,300	418,400	
85	285,300	352,800	404,000	418,700	
86	286,200	354,400	404,800	419,100	
87	287,200	355,900	405,500	419,500	
88	288,200	357,400	406,200	419,800	

89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,400
95	293,900	367,000	409,800	421,700
96	294,700	368,200	410,100	421,900
97	295,500	369,200	410,400	422,100
98	296,300	370,200	410,700	422,400
99	297,100	371,200	411,000	422,700
100	297,800	372,200	411,200	422,900
101	298,700	373,100	411,400	423,100
102	299,200	374,100	411,700	423,400
103	299,700	375,100	412,000	423,700
104	300,200	376,100	412,200	423,900
105	300,400	376,900	412,400	424,100
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500		
111	302,000	382,500		
112	302,300	383,500		
113	302,500	384,100		
114	302,700	385,000		
115	302,900	385,900		
116	303,200	386,800		
117	303,500	387,600		
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		
131		396,900		
132		397,400		

133			397,700			
134			398,000			
135			398,300			
136			398,600			
137			398,900			
138			399,200			
139			399,500			
140			399,800			
141			400,100			
142			400,400			
143			400,700			
144			401,000			
145			401,200			
146			401,500			
147			401,800			
148			402,000			
149			402,200			
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
46	221,300	285,700	364,600	409,400	498,900
47	223,100	287,000	366,800	411,000	500,500
48	224,900	288,200	369,400	412,600	502,000
49	226,600	289,600	371,400	413,900	503,700
50	228,400	292,000	372,400	415,300	505,100
51	230,100	294,400	373,300	416,800	506,500
52	231,800	296,900	374,300	418,200	508,000
53	233,300	299,200	375,100	419,600	509,100
54	235,100	301,600	376,600	421,000	510,300
55	236,800	303,800	377,900	422,400	511,500
56	238,400	306,000	379,500	423,800	512,700
57	239,900	308,100	380,400	424,900	513,600
58	241,100	310,300	381,000	426,200	514,600
59	242,200	312,400	381,800	427,600	515,600
60	243,300	314,500	382,600	428,900	516,600
61	244,500	316,400	383,400	429,700	517,700
62	245,600	318,500	384,000	430,600	518,600
63	246,600	320,700	384,700	431,600	519,300
64	247,700	322,600	385,400	432,500	520,000
65	248,900	324,600	386,100	433,400	520,800
66	250,000	326,900	386,800	434,200	
67	251,100	328,400	387,400	434,800	
68	252,100	328,900	388,000	435,600	
69	253,100	329,200	388,700	436,000	
70	254,500	329,700	389,400	436,600	
71	256,000	330,200	390,000	437,100	
72	257,400	330,700	390,600	437,600	
73	258,800	331,000	391,200	438,100	
74	260,200	331,400	391,800	438,700	
75	261,600	331,900	392,400	439,200	
76	262,900	332,400	393,000	439,700	
77	264,000	332,900	393,600	440,200	
78	265,200	333,400	394,100	440,800	
79	266,500	333,900	394,600	441,300	
80	267,700	334,400	395,100	441,800	
81	269,100	334,900	395,800	442,300	
82	270,400	335,400	396,200		
83	271,700	335,900	396,800		
84	272,900	336,400	397,400		
85	274,100	336,900	398,000		
86	275,200	337,300	398,300		
87	276,500	337,800	398,900		
88	277,700	338,200	399,500		

89	278,700	338,700	400,100
90	279,900	339,100	400,400
91	281,100	339,600	401,000
92	282,300	340,000	401,600
93	283,300	340,500	402,200
94	284,300	340,900	402,500
95	285,300	341,400	402,800
96	286,300	341,800	403,100
97	286,900	342,300	403,400
98	287,800	342,700	403,700
99	288,500	343,100	403,900
100	289,400	343,500	404,100
101	290,300	343,900	404,300
102	291,000	344,100	
103	291,700	344,300	
104	292,400	344,500	
105	293,100	344,700	
106	293,600	344,900	
107	294,100	345,100	
108	294,600	345,300	
109	294,800	345,500	
110	295,200	345,700	
111	295,500	345,900	
112	295,800	346,100	
113	296,100	346,300	
114	296,400	346,500	
115	296,700	346,700	
116	297,000	346,900	
117	297,300	347,100	
118	297,700	347,300	
119	298,000	347,500	
120	298,400	347,700	
121	298,700	347,900	
122	298,900		
123	299,100		
124	299,300		
125	299,400		
126	299,600		
127	299,800		
128	300,000		
129	300,100		
130	300,300		
131	300,500		
132	300,700		

	133	300,800				
	134	301,000				
	135	301,200				
	136	301,400				
	137	301,500				
	138	301,700				
	139	301,900				
	140	302,100				
	141	302,200				
	142	302,400				
	143	302,600				
	144	302,800				
	145	302,900				
	146	303,100				
	147	303,300				
	148	303,500				
	149	303,600				
	150	303,800				
	151	304,000				
	152	304,200				
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500	

41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	
55	384,900	458,500	510,300	
56	385,800	459,700	511,600	
57	386,800	460,900	512,600	
58	387,700	461,900	513,400	
59	388,500	462,900	514,200	
60	389,300	463,900	515,000	
61	390,100	464,700	515,900	
62	390,600	465,400	516,700	
63	391,000	466,100	517,600	
64	391,500	466,800	518,400	
65	391,800	467,500	519,300	
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800		
83		478,300		
84		478,800		

	85		479,200		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の994を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800

41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		

	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100			
	87		288,500	324,400	345,400			
	88		288,700	324,800	345,700			
	89		289,100	325,200	346,100			
	90		289,300	325,600	346,400			
	91		289,500	326,000	346,800			
	92		289,700	326,400	347,100			
	93		290,100	326,700	347,500			
	94		290,300	326,900	347,800			
	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			
	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			
	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200	352,500			
	107			330,600	352,900			
	108			330,800	353,300			
	109			331,000	353,800			
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
	114			332,800				
	115			333,200				
	116			333,600				
	117			333,800				
	118			334,200				
	119			334,600				
	120			335,000				
	121			335,200				
	122			335,600				
	123			336,000				
	124			336,400				
	125			336,600				
再任 用職 員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500

45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		

93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100	361,900		
127	296,600	327,500	362,400		
128	297,000	327,700	362,900		
129	297,200	327,800	363,200		
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			

141	300,900	332,000						
142	301,300	332,400						
143	301,700	332,700						
144	302,000	333,100						
145	302,100	333,400						
146	302,400	333,800						
147	302,700	334,200						
148	303,100	334,600						
149	303,300	334,900						
150	303,500	335,300						
151	303,800	335,700						
152	304,100	336,100						
153	304,500	336,400						
154	304,700	336,800						
155	304,900	337,200						
156	305,200	337,600						
157	305,500	337,900						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400	

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,500	220,900	265,800	314,900	352,400
	2	148,800	222,600	267,600	316,900	354,700
	3	150,100	224,100	269,400	319,000	357,000
	4	151,400	225,500	271,200	321,200	359,500
	5	152,500	226,900	272,500	323,400	361,800
	6	154,000	228,600	274,400	325,300	364,900
	7	155,600	230,300	276,200	327,000	368,100
	8	157,100	232,000	278,000	328,700	371,100
	9	158,400	233,500	279,500	330,400	374,000
	10	159,900	235,200	282,000	332,800	377,100
	11	161,400	237,000	284,200	335,100	380,200
	12	163,000	238,700	286,400	337,600	383,300
	13	164,400	240,300	289,000	339,800	386,200
	14	166,100	242,100	291,600	342,100	388,900
	15	167,800	243,900	293,800	344,600	391,700
	16	169,500	245,600	296,200	347,000	394,400
	17	171,100	247,300	298,600	349,400	397,300
	18	173,100	249,200	300,800	351,900	399,300
	19	175,000	251,100	303,000	354,300	401,300
	20	176,900	252,700	305,300	356,800	403,400
	21	178,600	254,300	307,300	359,200	405,100
	22	180,400	255,700	308,500	361,600	407,100
	23	182,200	257,200	309,700	363,800	409,000
	24	184,000	258,900	310,900	366,200	411,000
	25	186,900	260,600	312,200	368,500	412,700
	26	189,100	262,500	313,900	370,900	414,300
	27	191,300	264,200	315,400	373,300	416,100
	28	193,500	265,800	317,000	375,600	417,800
	29	195,600	267,000	318,500	377,800	419,000
	30	197,500	268,800	320,100	379,900	420,600
	31	199,400	270,400	321,800	382,100	422,100
	32	201,300	272,000	323,500	384,200	423,700
	33	203,100	273,500	325,100	386,100	425,300
	34	204,700	275,000	326,700	387,900	426,600
	35	206,300	276,500	328,000	389,600	427,900
	36	207,900	277,900	329,600	391,400	429,100
	37	209,500	279,300	331,100	393,200	430,300
	38	211,100	280,600	332,700	394,600	431,300
	39	212,500	281,800	334,300	396,100	432,300
40	214,000	283,300	335,800	397,600	433,300	

41	215,300	284,900	337,300	398,400	433,700
42	216,700	286,200	338,800	399,700	434,300
43	218,100	287,600	340,300	400,900	435,000
44	219,400	288,900	341,800	402,300	435,700
45	220,400	290,400	343,300	403,700	436,300
46	221,800	291,800	344,700	405,100	436,600
47	223,200	293,100	346,100	406,500	437,200
48	224,600	294,400	347,500	407,800	437,800
49	225,900	295,500	348,600	409,100	438,300
50	227,200	296,700	350,000	410,000	439,000
51	228,600	297,800	351,500	410,900	439,700
52	230,000	299,100	352,900	411,800	440,400
53	231,300	300,400	354,300	412,000	441,000
54	232,800	301,500	355,700	412,400	441,700
55	234,200	302,600	357,000	412,900	442,400
56	235,500	303,600	358,400	413,400	443,000
57	236,700	304,700	359,300	413,800	443,400
58	237,600	305,700	360,500	414,000	444,100
59	238,300	306,800	361,600	414,600	444,800
60	239,400	307,900	362,900	415,100	445,500
61	240,100	308,900	364,000	415,600	445,900
62	241,400	309,800	364,600	416,200	446,200
63	242,500	310,900	365,100	416,800	446,500
64	243,700	311,900	365,700	417,400	446,800
65	244,500	312,800	366,100	418,000	447,000
66	245,800	313,700	366,600	418,600	447,300
67	247,000	314,500	367,100	419,100	447,600
68	248,500	315,400	367,600	419,700	447,900
69	249,500	316,300	367,800	420,300	448,100
70	250,900	317,000	368,100	420,800	448,400
71	252,200	317,700	368,500	421,400	448,700
72	253,400	318,400	368,800	422,000	448,900
73	254,800	318,700	369,300	422,500	449,100
74	256,200	319,200	369,500	423,100	
75	257,600	319,700	370,000	423,600	
76	259,000	320,200	370,500	424,200	
77	260,100	320,800	371,000	424,700	
78	261,500	321,300	371,500	425,300	
79	262,800	321,900	372,000	426,000	
80	264,000	322,500	372,500	426,600	
81	265,100	323,100	373,000	426,900	
82	266,400	323,500	373,400	427,500	
83	267,600	323,800	373,900	428,200	
84	269,000	324,100	374,400	428,800	

85	270,200	324,300	374,800	429,200
86	271,400	324,600	375,300	429,700
87	272,400	324,800	375,700	430,400
88	273,700	325,100	376,200	431,100
89	275,000	325,400	376,700	431,300
90	276,200	325,700	377,200	
91	277,400	325,900	377,700	
92	278,500	326,200	378,200	
93	279,500	326,400	378,500	
94	280,400	326,600	378,900	
95	281,300	327,000	379,400	
96	282,200	327,400	379,800	
97	283,100	327,600	380,300	
98	283,800	327,900	380,600	
99	284,400	328,300	381,100	
100	285,000	328,700	381,500	
101	285,600	328,800	382,100	
102	286,200	329,000		
103	286,800	329,200		
104	287,300	329,500		
105	287,900	329,800		
106	288,500	330,100		
107	289,100	330,300		
108	289,700	330,600		
109	290,100	330,900		
110	290,400	331,200		
111	290,800	331,500		
112	291,300	331,800		
113	291,600	332,000		
114	292,000			
115	292,400			
116	292,700			
117	292,900			
118	293,300			
119	293,700			
120	294,100			
121	294,300			
122	294,500			
123	294,700			
124	295,000			
125	295,400			
126	295,700			
127	295,900			
128	296,100			
129	296,400			

再任用職員		228,400	230,400	278,500	319,200	348,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額を、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別記第2

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000
備考	この表の額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000
備考	この表の額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別記第3

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000
備考	この表の額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援

子育てや家族等の介護を行う職員が安心して仕事ができる環境の整備は、社会全体の大きな課題である少子高齢化への対応はもとより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも、重要な取組である。

近年、育児休業の取得要件の緩和、特別休暇のうち子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大、短期介護休暇の創設を行うなど、時機をとらえて両立支援のための制度改正を行ってきており、制度の周知等利用促進に向けた任命権者の取組によって、育児休業、部分休業、子の看護休暇等子育て支援のための制度の利用が定着してきていることがうかがえるが、一方で、男性職員の育児休業取得率については低い水準にとどまっている。

男女の別なく、子育てや家族等の介護を行う職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事ができるようにするためには、家庭における男女の役割分担に関する意識の変革や性差を意識しない働き方への変革も重要な要素である。本年9月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」が制定されたことも踏まえながら、男性職員の育児や介護と仕事との両立支援制度活用が進むよう取り組むことが大切である。

また、各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成27年度から平成31年度を計画期間とした、新たな特定事業主行動計画を策定して実施しているところであるが、当該計画に掲げられた具体的な取組が着実に実施され、実効性のあるものとなるよう、職員のニーズを適宜把握し、国や他県、民間の状況を参考にしながら、両立支援制度について必要な見直しを検討するなどの取組が求められる。

仕事と介護の両立については、本年の人事院の公務員人事管理に関する報告において、今後、職場で責任ある業務を分担している40歳台、50歳台の職員の中で、介護に関わる職員が増加することが想定され、仕事と介護との適切な両立を図っていくことは極めて重要となるとして、民間の介護休業制度について国で見直しが検討されていること等を考慮し、公務における介護休暇等の在り方について引き続き検討を進めることとされている。

本委員会が、本年7月に40歳及び50歳の職員を対象に実施した介護休暇制度等に関する意識アンケートの結果では、回答した職員のうち3人に1人が、現在又は過去において家族が要介護状態になったことがあるとしており、本県においても、国の課題意識と同様の状況があると考えられることから、国

の動向等も注視しながら、職員のニーズも踏まえて仕事と介護の両立支援に取り組む必要がある。

＜育児休業の新規取得状況＞

単位：人

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知事部局	51(6)	48(6)	61(2)	50(5)
教育委員会	116(6)	87(5)	125(6)	109(7)
警察本部	9(0)	11(0)	9(0)	14(0)

(注) ()内は男性職員取得者数で内数である。

＜男性の育児休業取得率＞

単位：%

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知事部局	5.1	5.5	5.6	4.6
教育委員会	4.7	6.0	7.2	3.9
警察本部	0	0	0	0

(注) 育児休業を取得可能な職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。

＜子の看護休暇の取得状況＞

単位：人

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知事部局	316(185)	382(221)	397(220)	422(318)
教育委員会	304(156)	333(169)	329(168)	329(168)
警察本部	22(9)	46(20)	47(24)	73(48)

(注) ()内は男性職員取得者数で内数である。

2 フレックスタイム制

現在、国においては、研究職俸給表や専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員等に関し、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制が適用されているが、本年の人事院勧告において、公務能率の一層の向上、職員の仕事と育児や介護等との両立の推進、人材確保等に資するとの観点から、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する旨の勧告が行われた。

また、本年7月に本委員会が実施した、介護休暇等の制度を利用したことのある職員を対象とした介護休暇制度等に関する意識アンケートの結果では、回答した職員の約6割が「仕事と介護とを両立するための働き方として有効であると考えるもの」として、「1日の勤務時間の短縮」をあげる一方、約4割の職員が「フレックスタイム勤務」をあげており、フレックスタイム制は介護と仕事の両立支援に一定程度資するものと考えられる。

本県においても、公務能率の一層の向上、職員の仕事と育児や介護等との両立の推進、人材確保等は重要な観点であることから、現場の実態を踏まえながら、公務の運営に支障が生じないことを前提として、国と同様のフレッ

クスタイム制の導入について、研究を進める必要がある。

3 時間外勤務の縮減対策

仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率向上を図るという観点から、時間外勤務の縮減は重要な課題である。

時間外勤務の縮減について、知事部局においては、「元気な職場づくりプロジェクト」を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに業務の見直しやマネジメントの徹底を図る様々な取組がなされている。教育委員会においても、教員が子どもとじっくりと向き合い、心が通い合う教育を実践することを目的とした「教職員いきいき！プロジェクト」を実施し、教員の精神的・時間的ゆとりを生み出すため、ノー会議デーの設定や、学校における業務改善を促進するなどの取組がなされている。また、警察本部においても、時間外勤務管理簿の運用見直しなど、厳正な勤務管理の徹底と職員の意識改革に向けた取組がなされているところである。

このような取組が進められていることもあり、各任命権者の平成26年度の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数からは時間外勤務縮減への努力がうかがえる。

各任命権者は、引き続き各所属の時間外勤務の実態把握と要因分析に努め、民間企業や他の地方公共団体等の様々な取組も参考にしながら、個々の状況に即して、適宜改善のための指導・助言等を行うとともに、必要に応じ人事面での措置を講ずるなど継続して各所属の下支えをしていくことが重要であり、加えて、時間外勤務縮減の過程の中で、業務の見直しが進まないまま、数値目標達成のために職員に過度の負担が生ずるなどの悪影響が出ないように配慮していく必要がある。

各所属の管理職員にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、必要な指示を行うとともに、週休日や勤務時間の割振り変更等の制度を積極的かつ的確に活用するほか、職員の業務分担の変更による平準化、廃止を含めた業務の見直し及び効率化、職場のコミュニケーションの活性化等所属におけるマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要である。

また、時間外勤務の縮減のためには、勤務実態の正確な把握が不可欠である。ICカード職員証が既に導入されている職場においては、そのデータを活用して、出退勤時間の把握、時間外勤務の要因分析及び課題の解消など、現場の状況を適宜適切に把握した上で現在の取組を点検し、時間外勤務の縮減に向けた実効性を伴う具体的取組に繋げていくことが肝要である。ICカード職員証などの情報技術（以下、この項において、「システム」という。）を活用した客観的な出退勤管理又は勤務時間管理が行われていない職場においては、速やかにシステムを整備する必要があるとともに、システムが整備されるまでの間は、その他の方法により、勤務実態の正確な把握に努める必

要がある。なお、ICカード職員証による出退勤時間管理の主目的は、任命権者や管理職員が職員の勤務時間を適正に把握・管理・記録することであり、その目的に鑑み、出退勤時間管理が適正に行われるよう配慮しなくてはならない。

本委員会としても、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、違反のあった所属に対しては必要な指導を行うなど、労働基準法の趣旨を踏まえた適切な時間外勤務縮減に引き続き取り組んでいく。

<職員1人当たり年間時間外勤務時間数>

単位：時間

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知 事 部 局	163	128	148	160	147
うち本 庁	190	136	182	198	204
地方機関	142	116	118	115	110
教 育 委 員 会	113	103	133	136	130
うち事務局	148	129	166	180	167
高等学校	57	56	81	71	78
特別支援学校	88	66	77	87	80
警 察 本 部	493	524	470	498	430
うち本 庁	461	542	475	461	377
本庁以外	512	513	467	520	462

- (注) 1 知事部局及び教育委員会の平成23年度については東日本大震災関係分を除いた時間数である。
2 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。

4 労働災害の防止

本委員会は、各職場における労働安全に関する各種規制の遵守状況を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなどの取組を行っている。昨年度は労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）を115の職場に対して実施し、不備が見られた9の職場については文書により改善を促すなどの指導を行った。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条には「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」と規定されており、任命権者は労働災害の防止を図るに当たっては、単なる法令遵守にとどまらず、安全で快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組んでいかなければならない。その際、労働災害防止に係る職員の意識の啓発を図るとともに、衛生管理者による職場巡回により日頃から危険因子の発見や各種法令の遵守状況の確認に努めるなど、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。

なお、労働災害が発生した場合には、速やかに再発防止のための検討を行

い、具体的な対策を講じなくてはならないことはもちろん、安易に職員個人の不注意、偶発的な事故等と取り扱うことのないよう、任命権者として再発防止に向けて慎重かつ入念に検討を行う必要がある。

また、衛生委員会については、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、具体的な活動参画を促進する重要な機会となることから、これまでも法的義務の有無にかかわらず設置、開催することが望ましい旨言及してきたところである。既に、各任命権者においては、法的義務の有無にかかわらず衛生委員会又はこれに準ずる会議の開催に取り組まれているところであるが、労働安全衛生規則第23条において衛生委員会は「毎月一回以上開催するようにしなければならない。」と規定されていること、また同規則第23条の2において「委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。」と規定されていること等を踏まえ、今後とも、より一層積極的な取組が広がることを期待する。

5 職員の健康保持

近年、社会情勢の変化等による仕事の困難度の高まりや事務量の増大など職員を取り巻く状況は年々複雑かつ厳しいものとなっている中、職員の健康保持は、職員やその家族にとって重要なことであることはもちろんのこと、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも極めて重要な課題である。

長時間労働は身体のみならず心の健康にも害を及ぼすものであることから、各任命権者は、長時間労働を行う者を的確に把握し、面接指導等適切な措置を講ずることにより、職員の心身にわたる健康の保持に努める必要がある。

学校現場においては、公立学校の教員について、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定の適用が除外されているものの、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制は適用されていること、平成13年に厚生労働省が策定した「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」は公立学校にも適用され、始業、終業時刻を確認し記録することなどが求められること、労働安全衛生法により義務づけられている長時間労働を行う者への医師による面接指導を実施する上でも労働時間の適正な把握は必要であること、などを踏まえながら適正な勤務時間管理に取り組むことが重要である。

なお、長時間労働を行う者に対する面接指導は、その趣旨に照らし、労働安全衛生法等の関係規定で定める対象者にかかわらず必要に応じて実施することが望ましいものである。加えて、週40時間を超えて労働させた場合に、

その超えた時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められ、申出を行った職員に対しては、同法第66条の8その他の規定により、医師による面接指導が事業主及び労働者双方へ義務付けられているものであるから、確実に実施されなければならない。

このほか、各職場において、衛生委員会等の場を活用して長時間労働による健康障害についての理解を深め、その防止を図ることも重要である。

メンタルヘルスに関し、長期療養者に占める精神疾患の割合は総じて高く、メンタルヘルス対策の取組は欠くことができない。

各任命権者においては、職員の健康保持を重要課題ととらえて一次から三次にわたる職員のメンタルヘルス対策の体系的な取組が行われており、メンタルヘルス等に関連した各職場への出前講座の実施、専任の相談員による心の健康相談の実施などの取組を進めている。

心の健康の保持増進のためには、ストレスの状態に職員自らが早期に気づき、これに対処していくことが重要であるが、ストレスの内容、程度によっては、職員個人の力では対処できないものもあることから、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が必要である。日頃から、より一層相談しやすい職場環境づくりや、個々の職員の事情を踏まえた、早期発見、早期対応に努め、過重なストレスを感じている職員に対しては、周囲、特に管理職員が職員個人の状態を注意深く捉え、人事上の措置も含めて適時的確に最大限のサポートを行い、ストレスの軽減を図るなど、メンタルヘルスケアの充実に努めることが必要である。

各任命権者においては、従業員数50人以上の事業場において、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）を1年以内ごとに1回実施することを義務付けた改正労働安全衛生法が本年12月から施行されることも踏まえながら、引き続き、職員のストレスチェック、ストレス対処法に関する講習の開催、管理監督者研修、相談対応等それぞれの課題に応じたメンタルヘルス対策に力を注いでいく必要がある。

長期の休職者に対しては、各任命権者が定めている職場復帰支援プログラムを着実に実施するとともに、職場復帰訓練などを行う際には、専門家による支援体制を充実し、訓練対象者の状況に合わせて柔軟な対応を行うなど休職者が安心して復帰できるよう、復職後の支援も含めた職場全体によるサポート体制の充実が重要である。

また、各任命権者においては、心の健康問題自体についての誤解や偏見をなくすなど解決すべき問題が存在していることにも十分留意し、継続的に正しい知識の普及・啓発を図っていく必要がある。

さらに、職員が心身ともに健康を保持しながら、公務に精励することが県行政の推進上重要であることから、各任命権者においては、休業中や長期研修中などの職員にも留意しながら、職員に対して適切に健康診断を実施するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じなければならない。

<時間外の勤務が1ヶ月に100時間を超えた職員の状況>

単位：延べ人

区 分	平成26年度
知 事 部 局	116
教 育 委 員 会	142
警 察 本 部	747

(注) 教育委員会については県費負担教職員を含まない。

<在職死亡者及び長期療養者の状況>

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知 事 部 局	在職死亡者	3	2	2	4
	長期療養者	68(2.4%)	60(2.1%)	73(2.6%)	64(2.3%)
	うち精神疾患	48(1.7%)	41(1.4%)	34(1.2%)	39(1.4%)
教 育 委 員 会	在職死亡者	2	5	3	4
	長期療養者	95(1.6%)	98(1.6%)	112(1.9%)	118(2.0%)
	うち精神疾患	52(0.9%)	54(0.9%)	68(1.1%)	55(0.9%)
警 察 本 部	在職死亡者	0	1	3	0
	長期療養者	26(1.8%)	19(1.3%)	29(2.0%)	29(2.0%)
	うち精神疾患	10(0.7%)	8(0.6%)	13(0.9%)	13(0.9%)

(注) 1 長期療養者数は病気等による休業期間が通算30日以上ある者である。

2 () 内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

<健康相談件数の状況>

単位：件

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知 事 部 局	1,111	1,446	980	818
うちメンタルヘルス相談	836(75.2%)	939(64.9%)	440(44.9%)	278(34.0%)
教 育 委 員 会	338	281	374	482
うちメンタルヘルス相談	131(38.8%)	247(87.9%)	363(97.1%)	429(89.0%)
警 察 本 部	594	624	737	599
うちメンタルヘルス相談	74(12.5%)	70(11.2%)	81(11.0%)	100(16.7%)

(注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

2 () 内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

6 良好で働きやすい職場環境の確保

良好で働きやすい職場環境の確保は、職場全体の士気や業務効率等の観点から、本県においても重要な課題である。

各任命権者においては、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止に向けた指針等が策定され、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられている。また、職員研修にもハラスメントに関するものを取り入

れているなど、防止、解消に向けた取組が進められているところである。各任命権者においては、職場全員がハラスメントに対する理解を一層深めることができるよう研修等を充実するとともに、ハラスメントが潜在化しないよう実態や課題をより客観的かつ公正・的確に把握し、また、一層適切な対応が講じられるよう必要な防止、さらには対策のためのハラスメント防止委員会の設置など体制づくりのほか、実効性のある取組を行うよう、引き続き改善、充実に努めていく必要がある。

特に、管理職員にあっては、職場内の人間関係に気を配るとともに、自らの言動が職場環境や雰囲気や左右し、職員に大きな影響を及ぼす要因となり得ることを自覚し、日頃から、自らも含めて職場全体のコミュニケーションの円滑化を図り、職員が相互に信頼し認め合い、業務にやりがいを持って意欲的に取り組むことができるようにすることを念頭におきながら、職場環境を良好に保つよう努めることが重要である。

7 高齢期の雇用問題

公的年金支給開始年齢の65歳への段階的引き上げに伴い、雇用と年金の確実な接続は、官民を問わず大きな課題となっている中、国家公務員の雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、現行の再任用の仕組みにより、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員が希望する場合には、任命権者は再任用を行うこととされている。また、昨年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則でも、政府は、平成28年度までに、人事院が平成23年9月に申し出た「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

一方、地方公務員については、平成25年3月の総務副大臣通知により、同閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずることとした上で、具体的には、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされたものの、今後、国家公務員に係る検討に併せて、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされている。

各任命権者においては、定年退職者のうち県での任用を希望する者について、再任用又は非常勤の職員として再雇用に努めているところであるが、同通知の趣旨を踏まえ、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、さらに、国の動向を注視しながら、今後の退職から年金支給開始までの期間の長期化に伴う再任用希望者の増加を見据えて雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

本年の人事院の給与報告においては、再任用職員の給与水準について、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととするとされており、本委員会としても、引き続き国の動向を踏まえながら、再任用職員の適切な給与水準について検討していくこととする。

8 非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用

現在、公務においては、行財政改革を進める一方で、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、臨時的任用職員・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態を活用することが必要不可欠である。これらの職員については、その数が増加してきた中で、公務の担い手として欠くことのできない存在になっている。

臨時的任用職員・非常勤職員の任用に当たっては、これらの職員が予期しない不利益を被ったり、勤務条件についての紛争が生じたりしないよう、また、業務の円滑な遂行に資するよう、勤務条件を任用条件通知書等により適切に明示するとともに、その内容について十分な理解を得る必要がある。

これらの職員の勤務条件については、本年度から、年2日間であった夏季休暇が3日間に拡大されるなどしたところであり、今後とも、例えば休暇制度については、それぞれの休暇制度の趣旨に照らしながら、他の地方公共団体や常勤職員との均衡を考慮し、社会情勢の変化等に対応した見直しを続けていく必要もあると考えられる。引き続き、臨時的任用職員・非常勤職員の能力等が十分に発揮できるように、平成26年7月の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」で定められている任用・勤務条件についての趣旨を踏まえ、任用方法や勤務条件の整備・改善を行っていくことが重要である。

また、障がい者の雇用については、各任命権者とも、法定雇用率を達成している状況ではあるが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)が来年度から施行され、障がい者にとって利用しにくい制度等の社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行わなければならないことにも留意しながら、雇用を一層促進するための諸課題について、引き続き検討を行い、更なる具体策を講じていくことが必要である。

9 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の職務の級の位置付けや昇給など、給与等の処遇に直接関わる制度を適切に整備して運用することは、行政サービスの質の向上に必要な職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図る上で重要な意味を持っている。また、制度の運用に当たっては、職員の能力・実績を的確に評価

し、これに基づき公正に処遇に反映していくことが重要であり、職員の人事配置及び昇任管理等について、職員の能力・適性に基づき公正に行うことが肝要になる。

人事評価制度は、職員の能力・実績等を的確に把握することで、人材育成や人事配置等の人事管理の基礎となるとともに、職員の任免、給与などの処遇を決定する根拠となる重要な仕組みである。このため、評価制度の検証や評価者の評価能力向上に向けた研修等の取組を継続的に進めるなど、制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、的確性・納得性を向上させていく必要がある。

また、各任命権者においては、平成18年のいわゆる「わたり」の廃止により年功的な昇任管理から能力・実績に基づく任用制度へ移行した趣旨や、能力・実績に基づく人事管理の徹底を盛り込んだ改正地方公務員法が来年度から施行されることなどにも留意しながら、職員の能力・実績等を的確に把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。